

平成13年3月12日

国公私立高等専門学校長 殿

日本高専学会
会長 萩原保一

セクシュアル・ハラスメント防止のための取組みに関する調査について（依頼）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当学会では、標記の件に関して下記の趣旨・要領で調査を行います。つきましては、アンケートにご協力頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 調査実施の趣旨

セクシュアル・ハラスメント防止に関しては、1999年4月から、労働省では、事業主のセクハラ防止の配慮義務が定められた改正男女雇用機会均等法が、人事院では、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）が施行されています。

文部省（現在、文部科学省）でも、1997年12月から1998年1月にかけて、文部省高等教育局が全国の国公私立大学、短大、高専、教育委員会を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止のための取組み調査を実施しました。1999年4月には「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」が制定され、高等教育機関をはじめとして、教育委員会を通じて全国の教育機関へ通達が出されています。これを受けて、全国的に特に大学での取組が顕著になっています。各県教育委員会レベルでもセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドラインが制定され、各学校にはセクシュアル・ハラスメント防止のための取組推進を求めていきます。

日本高専学会では、この流れを受けて、初めての試みとして、全国の国公私立の高等専門学校でのセクシュアル・ハラスメント防止に関する取組み状況の調査を行うこととしました。この調査の結果をまとめ、大学とは組織機構の違う高等専門学校の特性を考慮しながら、学生が安心して学べる教育環境作りの条件を明らかにしていきたいと考えます。

2. 実施要綱

- 1) 返送先 〒651-2194 神戸市西区学園東町8-3
神戸市立工業高等専門学校内 日本高専学会事務局
- 2) 問い合わせ先 事務局長 赤対秀明 TEL 078-795-3213 FAX 078-795-3314
E-Mail shakutui@kobe-kosen.ac.jp
- 3) 返送期限 平成13年3月31日

[調査・回答用紙]

1. 学校関係者（常勤・非常勤を問わず全ての教官、技官、事務官、外部依託業者も含む）の、教職員及び学生に対するセクシャル・ハラスメント防止のための、全校的な対策機関を設置していますか。

- (1) 設置している (2) 設置する予定である (3) 設置していない

2. 1で全校的な対策機関を設置（予定）している場合、以下の項目に回答してください。

- (1) 対策機関の名称 ()

(2) 構成員の内容

1 教 官	(男性)	人, 女性	人)	
2 技 官	(男性)	人, 女性	人)	
3 事 務 官	(男性)	人, 女性	人)	
4 専門カウンセラー	(男性)	人, 女性	人)	
5 その他（具体的に)	(男性)	人, 女性	人)

- (3) 設置時期 (年 月)

3. セクシャル・ハラスメントに関して全校的に、教職員及び学生に対する調査（アンケート等）を実施していますか。（＊他の実態調査の1項目とする場合は、調査の名称もお書きください。）

- (1) 実施している（調査の名称)

- (2) 実施する予定である

- (3) 実施していない

4. 3でアンケート調査を実施（予定）している場合、以下の項目に回答してください。

（※サンプルを、また報告書等を発行している場合はそれも添付してください。）

- (1) 実施主体（具体的に)

(2) 調査対象（＊複数回答可）

ア 男性教官	イ 女性教官	ウ 男性技官	エ 女性技官
オ 男性事務官	カ 女性事務官	キ 男性非常勤講師	ク 女性非常勤講師
ケ 男子学生	コ 女子学生	ザ その他（具体的に)
(3) 調査方法	ア 郵送	イ その他（具体的に)
(4) 回収方法	ア 郵送	イ その他（具体的に)
(5) 集計機関	ア 校内機関	イ 外部専門調査機関（具体的に)
	ウ その他（具体的に)

- (6) 集計報告
ア 報告している（具体的に
イ 報告はしていない)

- (7) 実施時期
ア 平成13年度予定 イ 平成12年度 ウ 平成11年度 エ 平成10年度
オ 平成9年度 カ その他（具体的に)

5. アンケート調査以外の調査を実施している場合、どのような形態の調査なのか、具体的に答えてください。

6. 貴校において、全校的に教職員に対し、セクシャル・ハラスメント防止のための対策を実施していますか。

・教官・技官・事務官に対して

(1) 実施している (2) 実施する予定である (3) 実施していない

・非常勤講師に対して

(1) 実施している (2) 実施する予定である (3) 実施していない

7. 6で実施（予定）している場合、どのような措置をとっていますか（とる予定ですか）。（＊複数回答可）

(1) 指針「ガイドライン」、倫理規程等の作成

（＊作成主体、指針等の名称を記入してください。また、サンプルを添付してください。）

(2) 研修の実施（＊研修の講師と、簡単な研修内容をお書きください。）

(3) 広報活動「リーフレット」「冊子」「ポスター」その他（＊サンプルを添付してください。）

（具体的に）

(4) その他（具体的に）

8. 全校的に学生に対して、セクシャル・ハラスメント防止に向けた活動を実施していますか。

(1) 実施している (2) 実施する予定である (3) 実施していない

9. 8で実施（予定）している場合、どのような措置をとっていますか（とる予定ですか）。（＊複数回答可）

(1) 指針「ガイドライン」、倫理規程等の作成

（＊作成主体、指針等の名称を記入してください。また、サンプルを添付してください。）

(2) 研修の実施（＊研修の講師と、簡単な研修内容をお書きください。）

(3) 広報活動「リーフレット」「冊子」「ポスター」その他（＊サンプルを添付してください。）

（具体的に）

(4) その他（具体的に）

10. 以上その他に、教職員及び学生に対してセクシャル・ハラスメントを防止するための措置をとっている場合は、具体的にお書きください。

11. 貴校において、セクシャル・ハラスメントの問題に関する相談窓口を現在設置していますか。

(1) 設置している (2) 設置する予定である (3) 設置していない

- 1 2. 1 1 で設置（予定）している場合、設置場所はどこですか。（＊複数回答可）
- (1) 学科内 (2) 学生相談室内 (3) 保健室内 (4) 庶務課内(係名)
(5) 学生課内 (係名) (6) その他 (具体的に)

- 1 3. 設置時期はいつですか。
- (1) 平成13年度予定 (2) 平成12年度 (3) 平成11年度 (4) 平成10年度
(5) 平成9年度 (6) その他 (具体的に)

- 1 4. 相談対応者はだれですか。（＊複数回答可）
- (1) 教 官 (男性) 人、女性 人)
(2) 技 官 (男性) 人、女性 人)
(3) 事 務 官 (男性) 人、女性 人)
(4) 専門カウンセラー (男性) 人、女性 人)
(5) その他 (具体的に) (男性) 人、女性 人)

- 1 5. 相談窓口で相談を受けた後、どのような対応をすることになりますか。
- (1) 被害者に対して(具体的に)
(2) 加害者に対して(具体的に)
(3) 学校に対して(具体的に)

1 6. 問題解決はどのような経緯や手続きを経て行われることになりますか。具体的に答えてください。

1 7. 問題が発生した場合、校内への公示は行われることになりますか。

- 1 8. 教職員・学生の男女数をお答え下さい。
- (1) 教 官 (男性) 人,女性 人) (2) 技 官 (男性) 人,女性 人)
(3) 事務官 (男性) 人,女性 人) (4) 非常勤講師 (男性) 人,女性 人)
(5) 学 生 (男性) 人,女性 人)

- 1 9. ご記入いただいた方は、該当項目にご記入ください。
- (1) 教 官 ア 教務主事 イ 学生主事 ウ カウンセラー エ その他(具体的に)
(2) 事務官 ア 学生係 イ 教務係 ウ 庶務係 エ 人事係
オ その他 (具体的に)

2 0. 集計結果を希望しますか。

(1) する (2)しない *これで調査は終了です。ご協力ありがとうございました。